

令和6年1月16日提出

# 教育委員会会議案

木更津市教育委員会

# 木更津市教育委員会会議日程

開 会 令和6年1月16日(火) 午後1時00分

1 開 会 宣 言

2 会議録署名人の指名 中島 緑 委員

3 前回会議録作成の報告 廣部 昌弘 教育長 ・ 豊田 雅之 委員

4 付 議 議 案

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 1 号	木更津市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について	2

5 報 告 事 項

(1) 報 告 第 1 号 臨時代理の報告について  
市議会の議決を要する事件の議案（令和5年度教育費1月補正  
予算案）について(別冊)

6 そ の 他

7 閉 会 宣 言

議案第 1 号

木更津市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

木更津市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 6 年 1 月 1 6 日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

木更津市教育委員会規則第 号

木更津市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則

木更津市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則（令和 4 年木更津市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表に次のように加える。

鎌足中学校区学校運営協議会	木更津市立鎌足小学校
	木更津市立鎌足中学校

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

学校運営協議会を新たに設置することに伴い、関係条文を整備するものである。

新旧対照表  
○木更津市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則

新	旧														
<p>木更津市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則 令和4年2月15日 教育委員会規則第1号 (設置) 第3条 法第47条の5第1項により教育委員会が設置する協議会は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">協議会名</th> <th style="width: 40%;">対象学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東清小学校学校運営協議会</td> <td>木更津市立東清小学校</td> </tr> <tr> <td>鎌足中学校区学校運営協議会</td> <td>木更津市立鎌足小学校 木更津市立鎌足中学校</td> </tr> </tbody> </table>	協議会名	対象学校	略		東清小学校学校運営協議会	木更津市立東清小学校	鎌足中学校区学校運営協議会	木更津市立鎌足小学校 木更津市立鎌足中学校	<p>木更津市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則 令和4年2月15日 教育委員会規則第1号 (設置) 第3条 法第47条の5第1項により教育委員会が設置する協議会は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">協議会名</th> <th style="width: 40%;">対象学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東清小学校学校運営協議会</td> <td>木更津市立東清小学校</td> </tr> </tbody> </table>	協議会名	対象学校	略		東清小学校学校運営協議会	木更津市立東清小学校
協議会名	対象学校														
略															
東清小学校学校運営協議会	木更津市立東清小学校														
鎌足中学校区学校運営協議会	木更津市立鎌足小学校 木更津市立鎌足中学校														
協議会名	対象学校														
略															
東清小学校学校運営協議会	木更津市立東清小学校														